



#### (ポイントの合算)

**第6条** 会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡したり、他の会員のポイントと合算したりすることはできないものとする。

2 一会員が複数枚のポイントカードを保有している場合、会員はそれぞれのポイントカードにおいて保有するポイントを合算して使用することができるものとする。

#### (ポイントの取り消し・有効期限)

**第7条** センターがポイントを付与した後に、当該申請について手数料の返還が生じた場合、その他センターがポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当該申請により付与したポイントを取り消すことができるものとする。

2 ポイントの有効期限は、最終のポイントの付与を受けた日から2年間とする。

3 センターは、取り消しまたは有効期限の経過したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとする。

#### (ポイントの使用)

**第8条** 会員は、保有する3,000ポイントを額面3,000円相当の報償品と交換することができる。ただし、いかなる場合でも獲得したポイントを換金することはできない。

2 前項によるポイントの交換は、会員本人がポイントサービス報償品請求書により行うものとする。

#### (会員資格の喪失)

**第9条** 会員は、会員の地位を喪失した場合には、本サービスを利用する権利を失うものとする。

#### (本サービスの変更)

**第10条** センターは、会員に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更を行うことができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとする。

#### (個人情報の取扱い)

**第11条** センターが別に定める個人情報保護規定により取り扱うものとする。

##### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

##### 附 則

この規約は、令和2年1月1日から施行する。

##### 附 則

この規約は、令和4年2月1日から施行する。